

平成 1 8 年度 消費・安全局予算概算決定の重点事項

平成 1 7 年 1 2 月
消費・安全局

(注) 単位 : 百万円 (カッコ内は前年度)

リスク分析に基づいた食の安全の確保

1 科学に基づいたリスク管理

科学的原則に基づいたリスク管理を進めるため、科学的・統一的な枠組みの下での有害化学物質の実態調査や生産資材の調査・試験を実施するとともに、競争的研究資金を活用した調査研究を実施する。

(1) 食品の安全確保に関する調査・試験の統一的な実施

食品安全に関わるリスクを科学的原則に基づいて的確に管理するためには、有害化学物質による食品や飼料の汚染実態を正確に把握し、実態に即して適切なリスク管理措置を検討・決定していくことが重要である。

また、農産物等の安全を確保するための各種規制等について、新たな科学的知見の報告など情勢の変化に適切に対応するため、調査・試験を実施し、その結果に基づいて基準値等の検証・見直しを行うことが求められている。

このため、これまで担当部局において個別に対応してきた有害化学物質の実態調査や生産資材の基準値設定の根拠となる調査・試験について、リスクが高い等必要性の高いものから実施する科学的・統一的な枠組みを創設する。

○ 食品安全確保調査・試験事業

8 9 2 (0)

【事業内容】

有害化学物質リスク管理基礎調査事業

食品や飼料に含まれる有害化学物質について、汚染実態を予備的に調査し、その結果から予測されるリスクの大きさに応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を策定した上で、実態調査を実施する。その際、調査結果を客観的に保証できるよう、分析機関に精度管理を求めるとともに、分析法の妥当性確認を推進する。

また、同計画の策定後に顕在化したリスクに機動的に対応し得るよう、緊急調査の枠組みを創設する。

生産資材安全確保調査・試験事業

国際機関等の新たな勧告、新たな科学的知見の報告等諸情勢の変化に伴い、農薬、飼料及び動物用医薬品の使用基準や残留基準値などの策定・見直しが必要となった際に、優先度を勘案しつつ、その根拠となる調査・試験を実施する。

また、事業運用に当たっては、あらかじめ想定できない事態に機動的に対応し得るよう、必要な調査・試験を緊急的に実施する仕組みを創設する。

(2) リスク管理行政に直結する「リスク管理型研究」の実施

農林水産省が食品安全行政の過程において科学的・客観的かつ迅速に施策を実施するため、17年度から、公募方式により選抜した産学官の調査研究チームが調査研究を実施している。

こうした中、フードチェーンの各段階で実施すべきリスク管理措置に資する研究等現行のリスク管理型研究では対応し切れない新たな食の安全の研究分野に対応する必要がある。このため、研究段階から厚生労働省や食品安全委員会などのリスク分析関係機関と連携して取り組むことが有効な研究等について強化を図る。

○ 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち「リスク管理型」

480(400)

【新たな研究の課題例】

○ ノロウイルスに関する関係府省連携研究

農林水産省の研究分野として、出荷前の魚類等を対象にノロウイルスの検出技術及び使用用途の制限等のリスク管理を実施するための技術開発を行う。

2 家畜の防疫体制等の強化

家畜伝染病の発生の際の対応等の危機管理体制の整備・充実、水産防疫体制の強化、リスク評価に基づく動物用医薬品、飼料の安全性確保等の危機管理・リスク管理体制の充実・強化により、安全・安心な畜水産物の生産・供給体制を確立する。

(1) 家畜防疫体制の充実・強化

我が国における高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生等を踏まえ、危機管理体制の整備・充実に必要な資材の確保、ヨーネ病等の発生が増加している家畜伝染病の清浄化の推進を強化するとともに、地域における家畜衛生対策の推進、死亡牛のBSE検査の着実な推進、家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施に引き続き取り組むこと等により家畜防疫体制の充実・強化を推進する。

国における危機管理体制の整備・充実等家畜衛生対策の推進

3,472(3,545)

地域における家畜衛生対策の推進

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数
家畜伝染病予防法に基づくリスク管理 3,714(1,934)

(2) 水産防疫体制の充実・強化

コイヘルペスウイルス病の発生等を背景とした制度の改正を踏まえ、養殖魚介類の疾病のリスク管理を適切に推進するため、輸入防疫や国内防疫の対象としていない疾病の拡がりについての調査、検査方法の確立等の取組みを強化し、水産防疫体制の充実・強化を図る。

水産防疫対策の推進

135(142)

地域における適正な養殖管理の普及・指導

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

(3) 動物用医薬品、飼料の安全性の確保

薬剤耐性菌に係るリスク管理手法の検討、飼料中の農薬の残留基準等の設定やBSE関係の飼料規制の監視強化、地域における飼料及び動物用医薬品の安全性確保のための調査、指導等を推進する。

動物用医薬品・流通飼料等の安全性確保のための調査・試験

食品安全確保調査・試験事業 892(0)の内数

動物用医薬品・流通飼料等の安全対策の推進

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

3 農産物の安全性等の確保

農薬等の適正な流通・使用の確保、食品安全GAPの普及・促進、農産物等に含まれる有害物質対策の強化等により、農産物の安全性等を確保する。

(1) 農産物の安全性の確保

国産農作物のより一層の安全性を確保するため、農薬の登録を受けていない除草剤の販売者及び増加している大型ホームセンター等都道府県域を越えて展開する農薬販売者について、農薬取締法の遵守状況の点検を強化するとともに、食料・農業・農村基本計画に掲げられた食品安全GAPの普及・促進を引き続き強力に進め、更に野菜中の硝酸塩低減技術の確立・普及などに向けた産地の取組みを新たに支援する。

農薬の適正流通の確保

4(0)

食品安全GAPの推進

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

硝酸塩のリスク管理の推進

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

(2) 総合的な病害虫・雑草管理(IPM)の推進

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、我が国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換する必要がある。このため、今後の病害虫防除を総合的な病害虫・雑草管理(IPM)に転換していく必要があり、農業者がIPMを適切に実践する上で必要不可欠な情報を提供するためのシステム開発や環境負荷及び防除コストの低減を図るためのIPM技術の確立に向けた取組みを強化するとともに、引き続きIPMの普及を推進する。

総合的な病害虫・雑草管理(IPM)の推進

145(155)

病害虫の防除の推進

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

(3) 遺伝子組換え農作物の生育実態等の調査

遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺幹線道路等におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施する。

○ 遺伝子組換え農作物の生育実態等の調査

16(0)

(4) 埋設農薬の最終処理の着実な推進

過去に地中に埋設処理されたＢＨＣ、ＤＤＴ等残留性有機塩素系農薬について、都道府県等が国のガイドラインに沿って行う無害化处理の一層の促進のため、処理計画の策定、新しい処理技術の実証等の取組を支援する。

○ 埋設農薬の適切な処理の支援

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)の内数

4 動植物の輸出入検疫体制等の整備

日本向け動畜産物輸出施設の監視体制の強化、農産物の輸出に係る相手国担当官との協議等動植物の輸出入検疫体制を整備・強化する。

(1) 輸入動植物の安全性確保のための監視体制の強化

輸入農畜産物の多様化に伴い、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入リスクが高まっている中、我が国への侵入を未然に防止するため、リスクに応じた植物検疫措置を実施するための取組みを推進するとともに、日本向け動畜産物輸出施設の監視体制の強化等により、動植物の輸入検疫実施体制の整備・強化を図る。

輸入植物の隔離検疫施設の整備 107(0)

輸入動畜産物の安全性確保のための監視体制の強化 30(29)

(2) 農産物の輸出促進に係る検疫体制の整備

我が国から解禁要請を行っている農産物の早期解禁に向け、輸出相手国担当官との協議や、園地における病害虫の発生状況及び栽培状況等の確認を新たに実施する。

○ 植物検疫条件の整備 5(0)

消費者の信頼の確保

1 トレーサビリティ・システムの確立

ユビキタス・コンピューティング技術を活用した食の安全・安心システムの開発・導入を引き続き行うとともに、牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保する。

(1) ユビキタス食の安全・安心システム開発事業

電子タグの普及等により、いつでも、どこでも、誰でも簡単にコンピュータが使える「ユビキタス・コンピューティング」技術が目覚ましい進歩を遂げる中、こうした最先端の技術を活用し、リスク管理への活用、生産・流通の効率化や消費者に伝える各種情報の充実を図ることが可能となる「食の安全・安心システム」を開発することにより、トレーサビリティ・システムの普及を促進する。

【システムの効果】

農薬をはじめとする生産資材の適正使用の徹底等のリスク管理への活用
電子タグの活用等による生産・流通の抜本的合理化
アレルギー情報等消費者へ提供する各種情報の充実
消費者からの情報の生産者等へのフィードバック

○ ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 1,295(1,300)

(2) 牛トレーサビリティ制度の信頼性の確保

違反事例の発生も踏まえ、制度の信頼性を確保するため、地方農政事務所では発見が難しい不適切な届出や修正依頼等を(独)家畜改良センターで精査し、管轄する地方農政事務所へ連絡する取組を実施するとともに、精査の結果も踏まえ、不適切な届出の検索機能の強化や、管理者からの届出のタイムラグによるエラーの低減も可能な新システムの開発を検討する。

また、牛の管理者等に対する地方農政事務所の調査、流通段階における個体識別番号の適正な伝達を確認するためのと畜場及び販売店等で採取した牛肉のDNAの同一性鑑定を引き続き実施する。

- 不適切な届出の精査とそのシステム化へ向けた検討 39(0)
- 牛トレーサビリティ制度の適切な運用の監視 716(825)

2 食品表示の適正化及び新たなニーズに対応したＪＡＳ規格の導入の推進

不正表示・格付を防止するための監視指導や普及啓発等により食品表示の適正化を推進するとともに、社会的ニーズに応えた新たなＪＡＳ規格の導入を推進する。

(1) 食品表示の監視指導等の充実

食品表示に関する監視指導の充実及び食品表示制度の普及啓発を通じ、食品表示の適正化を更に推進する。

また、改正ＪＡＳ法の円滑な施行を図るため、国内外の認定機関に対し、登録審査時の現地調査や登録後の定期監査を実施する。

食品表示の監視指導・普及啓発	3 2 9 (3 6 0)
登録外国認定機関の現地調査等	4 3 (1 8)

(2) 新たなＪＡＳ規格の検討とＪＡＳ規格の普及啓発

ＪＡＳ法改正により新たに制定が可能となった流通ＪＡＳ規格の検討を促進するとともに、消費者の関心を踏まえ、新たに定められたＪＡＳ規格の普及啓発を図る等により、社会的ニーズに対応したＪＡＳ規格の導入を更に推進する。

流通ＪＡＳ規格の検討・普及啓発	1 5 (0)
生産情報公表ＪＡＳ規格の普及啓発等	5 5 (8 9)

生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進

平成１７年７月に施行された「食育基本法」に基づき、生産・流通・消費の各段階における「食事バランスガイド」の普及・活用の促進や、「日本型食生活」の普及・啓発などを通じて、食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進する。

(1) 全国段階における食育の推進

「食事バランスガイド」を活用した外食産業や小売業等におけるモデル的取組の促進、都市部の児童・生徒対象の体験学習等を通じた米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発、マスメディア等の多様な媒体を活用した「食事バランスガイド」の普及・啓発、「食事バランスガイド」や「日本型食生活」をテーマとしたシンポジウムの開催などにより、食育を推進する。

○ にっぽん食育推進事業	3 , 9 4 5 (5 8 8)
--------------	---------------------

(2) 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進

地域におけるイベントの開催などによる「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援する。

○ 食の安全・安心確保交付金

2,702(2,742)の内数

(参考 食育関連予算)

(1) 農林漁業に関する体験活動の推進

食や農林水産業への理解を深め、食に関して正しい選択ができる能力を養成するため、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進する。

元気な地域づくり交付金	41,526(46,607)の内数
その他	333(210)

(2) 食に関する様々な情報提供等の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、地産地消や食品表示などを通じて食に関する様々な情報提供等を推進する。

強い農業づくり交付金	40,506(47,009)の内数
その他	899(921)

(3) 食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の推進

食料資源の有効利用の促進及び環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制や再生利用等を推進する。

バイオマスの環づくり交付金	13,729(14,381)の内数
強い水産業づくり交付金	11,823(15,228)の内数
その他	2,515(2,167)

食品安全確保調査・試験事業（新規）のうち 有害化学物質リスク管理基礎調査事業

1. 趣 旨

BSE問題等を契機として、食品安全行政に科学的原則に基づくリスク分析の考え方が導入された。農林水産省では、農場から食卓までのリスク管理を実施することが求められている。

リスク管理に当たっては、予備調査により調査対象の優先度の検討を行い、それに従って実施した実態調査により有害化学物質の摂取量を計算してリスクを推定し、リスク低減対策の実効性を検証することが重要である。

このため、サーベイランス・モニタリングの基本的事項を定めた「ガイドライン」に基づき中期的及び各年度毎に「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、科学的・統一的に有害化学物質の実態調査を実施する。

2. 事業内容

(1) 有害化学物質サーベイランス・モニタリング調査事業

i) 調査の実施

予備調査

リスクの予測とこれに基づいた調査対象決定の優先度、サンプリング法の作成など具体的な事項を定める「サーベイランス・モニタリング計画」を策定するために必要な予備調査を実施する。

実態調査

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、農林畜産物や食品の有害化学物質の含有実態を把握し、それを基礎としてリスク管理措置を検討するデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。

緊急調査

「サーベイランス・モニタリング計画」の計画期間中に食品安全に関するリスクが顕在化した場合、当該食品中のハザードの含有量などについて、緊急に調査を行う。

ii) 妥当性確認

実態調査を実施するに当たり、分析法が要件(定量限界、再現性等)を満たしているかを確認するため、濃度既知の分析種を含む汚染食品(農産物)を調製し、複数の分析機関において分析した結果の解析を行う。

(2) リスク管理措置検討・検証のための調査

生産段階における取組み

有害化学物質について、必要に応じて、生産環境又は貯蔵条件等による汚染状況への影響を把握した後、効果的なリスク管理措置の検討を行うとともに、その検証のための調査を行う。

食品事業者と連携した取組み

有害化学物質について、食品中の含有量を把握した後、食品事業者による含有量の低減目標値の自主的な設定に関して指導・助言を実施。

さらに、低減努力後であっても低減目標値を超えた製品について、関係者により低減対策を協議するとともに、新たな低減目標値を設定する食品事業者に対して指導・助言を実施。

3. 委託先

民間団体等

4. 事業実施期間

平成18年度～22年度

5. 平成18年度概算決定額

892(0)百万円の内数

【担当課：消費・安全局 消費・安全政策課】

有害化学物質のサーベイランス・モニタリングの統一の実施

【背景】

- ・ 科学的原則に基づいたリスク管理
- ・ リスク低減対策の実効性の把握に基づいた政策評価
- ・ フードチェーン・アプローチにおける暴露評価の重要性
- ・ ガイドラインに基づいた科学的・統一的な実態調査の実施の必要性

■ ガイドラインの作成

- ・ 母集団を適切に代表する統計学的サンプリング
- ・ 分析の精度管理、分析法の妥当性確認
- ・ 分析結果の統計学的評価及び公表

(凡例)



新たに取り組む事項



予備調査等



実態調査

予算を要
する事項

↓ ガイドラインに従ったサーベイランス・モニタリングの実施

■ サーベイランス・モニタリング計画の作成

- ・ 予備調査に基づくリスクの予測と調査対象の優先度
- ・ サンプリング法の作成
- ・ サーベイランス・モニタリングの実施を支援するための研究

○ 予備調査の実施

○ 緊急調査の実施

○ 分析法(既存)の妥当性 確認

独法中期目標等に反映

整合性の確保

○ 競争的資金による 研究

- ・ 新たなサンプリング
法や分析法を研究
開発

○ 委託による調査

- ・ 汚染実態
- ・ リスク管理措置の検討
- ・ 高度な分析技術

○ 独法交付金等による分析

- ・ コンプライアンスの確認
- ・ リスク管理措置の効果の
継続調査